

## 第1章

### 計画策定に向けて



## 1 計画策定の趣旨

---

総務省統計局が公表した平成27年国勢調査によると、我が国の人口は1億2,709万人で、大正9年の調査開始以来、初めて減少しました。東京圏など増加した一部地域もありますが、本県を含む39道府県では減少に転じるなど、少子高齢化の進行等に伴い本格的な人口減少社会に突入しました。

また、高齢単身・夫婦のみ世帯や、要介護認定者、認知症高齢者等は、今後も増加し続けることが見込まれるなど、高齢者を取り巻く課題も変容しており、こうした方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、地域で共に支え合う体制の整備が求められています。

さらには、今後、団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年以降、介護サービス需要の急速な増大により費用負担も急速に増加することが見込まれており、制度の持続性を維持しつつ、サービスの質の確保・向上のための取組を進めることが喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、本県では、高齢期に至っても、健やかで心豊かに生活できるためには、生涯にわたる健康づくりとともに、社会参加活動や学習機会を通じた生きがいの充足が重要です。

このため、県内の高齢者の現状や将来展望等を踏まえ、平成37(2025)年以降を見据えた中長期的な視野に立って、高齢者施策の目指す方向を示す総合計画として、愛媛県高齢者保健福祉計画・愛媛県介護保険事業支援計画を策定します。

なお、この計画は、「第六次愛媛県長期計画」や、「第7次愛媛県地域保健医療計画」と整合性を図るとともに、「第2次県民健康づくり計画（えひめ健康づくり21）」、「愛媛県高齢者居住安定確保計画」及び「第5期愛媛県障がい福祉計画」などとも調和が保たれたものとしています。

## 2 計画の位置付け

---

この計画は、次のとおり法律に基づく計画で、両計画を一体的に策定します。

### ○ 愛媛県高齢者保健福祉計画

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づく計画

### ○ 愛媛県介護保険事業支援計画

介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づく計画

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に規定する老人福祉計画に、健康づくり・介護予防の施策等も盛り込んだ、地域における高齢者保健福祉事業に関する総合計画であり、介護保険事業支援計画を包含するものです。

介護保険事業支援計画は、市町の介護保険事業計画を取りまとめ、県の支援策も盛り込んだものです。

## 3 計画期間

---

平成30年度から32(2020)年度までの3年間とします。

また、計画期間中の各年度において、計画に掲げる目標の達成状況等を点検・評価し、公表するとともに、その結果に基づき必要な対策を講じます。

## 4 高齢者保健福祉圏域

この計画における高齢者保健福祉圏域は、次のとおり6圏域です。これは、保健・医療・福祉の総合的・一体的な推進を図るため二次保健医療圏と合致させています。(表1-1、図1-1)

表1-1 6圏域の市町構成

| 6 圏 域  | 市町数  | 市 町 名                     |
|--------|------|---------------------------|
| 宇 摩    | 1市   | 四国中央市                     |
| 新居浜・西条 | 2市   | 新居浜市 西条市                  |
| 今 治    | 1市1町 | 今治市 上島町                   |
| 松 山    | 3市3町 | 松山市 伊予市 東温市 久万高原町 松前町 砥部町 |
| 八幡浜・大洲 | 3市2町 | 八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町      |
| 宇 和 島  | 1市3町 | 宇和島市 松野町 鬼北町 愛南町          |

図1-1 高齢者保健福祉圏域

